

総合型地域スポーツクラブ「上野原健友クラブ」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、総合型地域スポーツクラブ「上野原健友クラブ」と称する。(以下「クラブ」という。)

(目的)

第2条 クラブは、幼児から高齢者まで、さまざまな年代の方が多種多様なスポーツを経験し、楽しむことにより、健康で明るく豊かな生活の実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ教室の開催
- (2) その他、クラブの目的のために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第4条 クラブの会員は、原則として上野原市内に在住又は勤務し、本クラブの目的に賛同する者とする。

(入会)

第5条 クラブに入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

(会費等)

第6条 入会費及び年会費は無料とする。

- 2 スポーツ教室等の参加費は、スポーツ教室等の事業を行うときに定めるものとする。
- 3 納入されたスポーツ教室等の参加費は、原則として返還しないものとする。

(退会)

第7条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。

第3章 役員及び事務局

(役員の種類及び定数)

第9条 クラブに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 運営委員 若干名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長はクラブを代表するとともに、総会を招集し、本クラブの会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、クラブの会計、財産及び事業を監査する。
- (4) 運営委員は、クラブの目的や会員の総意に沿って、クラブを民主的かつ円滑に運営する。

(役員任期等)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再認は妨げない。

2 役員欠員が生じたときはそれを補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第13条 クラブの事務を処理するため、上野原市体育協会（上野原市上野原3832番地 上野原市教育委員会社会教育課内）に事務局を置く。

2 クラブの事務局員として、クラブマネージャーを置き、会長が任命する。

(クラブマネージャー職務)

第14条 クラブマネージャーはクラブの運営管理に関わる総務や財務、事業・広報・研修等に関する事務を行う。

第4章 総会

(構成)

第15条 クラブの総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第16条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 規約の制定及び改正
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他運営に関する重要事項

(招集)

第17条 総会は、会長が毎年定期的に招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第19条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第5章 運営委員会

(運営委員会等の設置)

第20条 クラブの目的達成のために運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の機能)

第21条 委員会は、会長、副会長、監事及び運営委員をもって構成し、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(委員会の招集)

第22条 委員会は会長が招集し、委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところとする。

2 委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第6章 会計

(資金の構成)

第23条 クラブの経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 事業などに伴う収入
- (2) 寄付金、協賛金
- (3) その他

(予算及び決算)

第24条 クラブの予算及び決算は、総会の議決・承認を受けなければならない。

(会計年度)

第25条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 事故の責任

(自己の責任)

第26条 会員等は、クラブの活動に際しては、クラブの管理責任者又は指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

- 2 前項の規定に反して行動した結果において、盗難、傷害等の事故が起こった場合は、クラブ及び管理責任者、指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第27条 会員は、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入しなければならない。なお、保険の加入手続きは事務局が行うが、掛金は会員の実費負担とする。

第8章 補則

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか、クラブの円滑な運営を図るため必要な事項は、委員会の議決を経て会長が別に定める。